

第三次環境基本計画について ～パブリックコメントで論点を探る(その2)

宮 沢 栄 次

以下は、「第三次環境基本計画について ～パブリックコメントで論点を探る(その1)」^[1]の続編である。

なお、以下、パブリックコメントは、枠内に示した。また、()内に、たとえば123、地123、p123などとあるのは、それぞれパブリックコメント集、すなわち「第三次環境基本計画(案)に対する意見募集の結果」^[2]に付されているコメント番号、「第三次環境基本計画(案)に対する地方ブロック別ヒアリングにおける意見発表者の意見概要について」^[3]の該当頁、そして第三次環境基本計画^[4]本文中の該当頁である。

七．国土・人材の有効利用

都市部への人口集中とそれに伴う農村部の過疎化が環境劣化のかなりの部分である、従って、里山への人口と仕事の移転をはかることが重要。新しい軽労働を開発し団塊世代を活用(13, 36)。

定年者の「軽労働入植」やボランティア的「環境十字軍」により、「ゼロ生産性地帯」を「低生産性地帯」に変身させることが、環境回復・国土保全の近道(43)。

コミュニティは、地域内での物質・エネルギー循環を作り上げる活動の中で再生されるのではないだろう(地7)。

国土のランドデザインにかかる計画 民有，公有を超えた総有とも言うべき観点から，理念に留まらず実際のランドマネージメントに踏み込んだ計画示すべき(地 26)。

環境カウンセラーの活動の場を広げるための方策とるべし(団塊の世代の利用など)(地 42)。

第三次環境基本計画^[4]本文中(以下，本文中，と略す)では，「農林水産業の活動及び森林が地域・流域や沿岸域の環境及び地球環境を保全する機能を発揮している面もあります。(中略)今後，それらの機能が十分に発揮されるよう，国はそれらの機能を評価した上で支える仕組みを，地域は地域の財産として支える取組を，国民は自分の生活を支えているそれらの機能を守るという観点からの支援を進めることなどがようになってきています。」(p18)という，「必要」という表現にとどまっているが，これは事ながら，農林水産省や国土交通省の管轄に及ぶことであるからであろう。前報^[1]で述べたように，環境政策も縦割り行政の弊害を免れていない。上記～のように一歩踏み込んだ提案が期待されているといえよう。また，にあるように，人材の有効利用という観点から環境カウンセラーの活用が提案されている。

八．温暖化

石炭火力発電の増加など，短期的視野のコスト削減のために環境負荷の高い企業活動が積極的に選択される傾向すらある(30)。

1990年以降の変化では，日本の排出増に匹敵する増加が石炭火発だけでもたらされている(143)。

石炭は，単位エネルギー発生当たりで，化石燃料の中で最も二酸化炭素排出量が多く，石油の1.25倍で，天然ガスの1.6倍である^[5]。しかし，わが国では1995年の電力自由化以来，石炭は天然ガスと比べて安価であることから¹⁾，石炭火力発電の割合が増え続けている。1990年には9,800万トンであった石炭火力発電による二酸化炭素排出量は，2005年には2億4,300万トンにまで増大した^[6]。差し引きで1億4,500万トンの増加であるが，同期間の温室効果

ガス排出量の増加（二酸化炭素換算）は9,900万トンであるので、もしこの石炭火力発電の増加がなかったならば、4,600万トンの温室効果ガス排出量が減少していたということになる（他の条件は変わらないという単純化した仮定の下ではあるが³⁾）。これは、言い換えると基準年（1,990年）の排出量よりも3.6%少なくなっていたということである。

一方、石油から天然ガスへの燃料転換も進んだが、天然ガス発電所の設備利用率は石炭発電所と比べて低く（それぞれ、47% および 75%）、もしこの両者の設備利用率を変えると、それだけで6,200万トンの削減になるとの試算がある^[6b]。

自主的取組を推進する政策手段について述べるのであれば、罰則や行政処分などの政策的対応を含む環境協定などを例示すべきである(137)。

2007年5月に公表された、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の第三作業部会報告でも、温室効果ガス削減の対策として、単なる自主取組ではなく、政府と産業界との自主協定の締結を挙げている。ドイツでは両者の自主協定により大幅削減を取り決めている。

日本経済団体連合会の自主行動計画（自主取組）については、環境経済学者の植田和弘京都大学大学院教授は、「この手法は、多少の削減は出来ても大幅な削減にはつながらない。なぜなら、削減にコストをかけても、リターン（たとえば、排出権が生じないので、排出権売却などの - 筆者注）がないので、『どんどん減らそう』という動機づけが働かないからだ。」とそのインセンティブの弱さを指摘している（2007年8月5日付け朝日新聞³⁾）。

なお、東京都は大規模事業所を対象に、二酸化炭素削減計画を提出させる制度を2002年に創設したが、目標設定が自主的で平均値が3年で2%削減にとどまったため、さらに指導を強化し、一定の成果を挙げてきた。しかし、自主行動では限界とみて、今後削減を義務化（排出権取引による達成も含む）する方針を決め、2008年度中に条例改正の予定だそうである。しかし、やはり産業界の反発は大きいらしい^[7]。

「日常活動からの負荷が課題となっている」との記述は問題である。産業活動が主要な原因であるのに(31)。

直接排出量において全体の1割程度に過ぎない家庭と業務だけ目標を示すのは問題である。まずは大口排出源について掲載すべきである(地199)。

本文(p30)中に、「個々の主体からの二酸化炭素排出量等に関する目安」として、家庭1世帯当たりと業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量の削減目標が示されている(それぞれ、2003年度比で、2010年度において、22%および21%削減とある)。また、国民運動を展開し、「1人1日1kg」削減するという内容の安倍総理(当時)による呼びかけ(「美しい星50」)(2007年5月24日)もある。これらの提案についていかなるスタンスをもつべきか。

2005年度の二酸化炭素排出量の部門別シェア(%)およびその部門の1990年からの増加率(%)は、それぞれ、エネルギー転換(発電所等)⁴⁾30.7, 24.9, 産業(工場等)29.5, -2.3, 運輸(自動車・船舶等)19.3, 18.3, 業務その他(商業・サービス・事業所等)8.3, 28.5, 家庭5.2, 19.6などである。これでわかるように、家庭部門も排出量がかなり増加しており、日常生活における努力も重要であるが、シェアが小さいので、家庭部門の6倍ものシェアをもち、かつ排出量が急増しているエネルギー転換部門における努力のほうがより重要で効率的であろう。特にこの部門の9割以上を占める発電所における削減は、個々の家庭における電気使用の削減を求めるより効率的である。しかしながら、前記したように現実には、化石燃料の中で最も多く二酸化炭素を排出する石炭火力発電をわが国は近年増加させてきたのである。

政策への環境アセスメントがなかったことなどの問題点を記述し総括すべきである(143)。

本コメントの提出者は、上記意見の前に、「石炭火発や車の輸送分担率増加、乗用車の大型化など、逆行する企業活動を放置してきており、さらには、石炭に安い税制、石炭火発自治体への交付金、道路建設に全交通関係公共事業の85%を集中、あるいは大型乗用車への物品税廃止などでCO2排出増を促進さえしてきたこと」を挙げている。

前報[1]で述べたように、縦割り行政下にあるので、経済産業省や国土交通省所管の政策が関わる問題についてはあまり深くコメントできない、あるいはしないようである。

各主体の費用負担の公平性は削除すべし（産業が選択する手段恵まれている〔地 160〕）

環境問題の解決のためにはすべての主体が立ち向かわねばならないのは言うまでもないことであるが、それぞれの主体には「共通だが差異ある責任」の考え方⁵⁾が有効であろう。

例えば、低炭素社会の実現を考えた場合、消費者個人の努力は大変重要であるが、今後目指す先は、二酸化炭素を 70% 削減した社会である。個人の心遣いだけではどうにもならない。エネルギー、モノ、サービスを提供する産業側こそ本コメント提出者の言うように選択手段に恵まれているのであるから、より大きな責任がある。

2050 年度程度の中長期気候目標早急に策定することを記述すべし（146、148）

本文 (p26) では、「30～50 年を射程とする中長期目標を策定することとし、必要な作業を進めます。」とあり、2050 年頃の世界、アジア及び日本の環境を見通した超長期の展望を提示することを目指した「超長期ビジョン検討会」(環境省総合環境政策局長の委嘱による)⁶⁾ が 2006 年 6 月に組織され、2007 年末には、報告書がとりまとめられる予定であったが、最終的には「超長期ビジョンの検討について(報告)」⁸⁾ というタイトルで、ややトーンダウンしたものとなった。同報告書は 2050 年に実現されることが望ましいわが国の環境像・社会像を示すことは出来たものの、その実現に向けた道筋は示すことは出来ず、同報告書の結びでは「超長期ビジョン策定までに検討されるべき課題もなお残っている」旨総括された。道筋まで含めたより明確な超長期ビジョン作りを困難にした理由は、この間の地球温暖化をめぐる国際情勢のめまぐるしい変化もあるだろうが、検討会の座長の安井至氏によれば、「もしもこのようなものを本気で作成するとしたら、一つの省庁の検討会では不可能である。……。となると、そろそろ持続可能省といったものを設置し、省庁間の壁の厚みを減らさない限り、そのような方向性を実現することは、実質上不可能のように感じた。」⁹⁾ ということであろう(なお、縦割り行政については、前報¹⁾ 参照)。

EU では 1996 年に、工業化以前と比較した気温上昇を 2 以下に抑える長期目標を設定しており、それを念頭に域内各国は温室効果ガス排出削減の長期目標を掲げている。たとえば、ドイツは 2003 年に政府気候変動諮問委員会が、2050 年までに世界の二酸化炭素排出量を 45～60% 削減（1990 年比）することを、またイギリスは 2003 年のエネルギー白書で、2050 年までに自国の二酸化炭素排出量を現状より 60% 削減することを、それぞれ宣言している。

2007 年 6 月に開催されたドイツのハイリゲンダムにおける G8 サミットでも、「2050 年までに世界の二酸化炭素の排出を少なくとも半減させること真剣に検討する」という合意が得られている。これは、比較の年度が明示されておらず、また、「真剣に検討する」ということで、あいまいな点はあるが、2050 年時点での、50% 前後の削減は、国際的な合意がほぼ出来たと解釈できよう。

なお、上記のような国レベルのものではないが、我が国でも、研究者レベルでは、すでに、2007 年の 2 月に「2050 日本低炭素社会シナリオ：温室効果ガス 70% 削減可能性検討」が公表されている⁷⁾。

エネルギー政策と環境政策とを統合する法制確立盛り込むべき（地球温暖化防止法と省エネ法の一本化など）(152)

最大の環境問題が地球温暖化であり、その最大の原因が化石燃料の使用にあるのだから当然の方向である。

国内排出量取引については、キャップアンドトレードの排出量取引制度を早急に導入すべきである(189)

本文中 (p29) に、「国内排出量取引制度については、他の手法との比較やその効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点について、総合的に検討していくべき課題です。」とあり、弱腰の観は否めない。2007 年 8 月 10 日に環境省と経済産業省の合同審議会がまとめた「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告」においても、排出量取引について、依然「中期的な戦略を実現するという観点も含め、総合的に検討していくべき課題」となっており時期にもふれられていない。前報¹⁾の「経済的措置」において述べた環境税と同様に、環境省は「国内排出量取引制度」の早期導入を目指して

いるが、この問題においても、経済産業省や日本経済団体連合会の反対が強いからである。

日本経済団体連合会は、2007年4月17日に、「京都議定書後の地球温暖化問題に関する国際枠組構築に向けて」の中で、「A)過去の省エネ努力の成果など、エネルギー効率を反映していない国別キャップの下では、各産業・企業に対するキャップも不公平となる。B)排出削減目標を達成できない場合、排出権を途上国から購入するか、途上国への生産シフトを余儀なくされるため、日本産業の国際競争力が低下し、国益が損なわれるとともに、地球規模では温室効果ガスを増加させる炭素リーケージにより地球温暖化防止にも逆行する。C)長期的視点に立った設備投資や技術革新を停滞させ、成長戦略の障害となる(以下4点略)」などを反対の理由としてあげている⁸⁾。

これに対して、植田和弘教授は、「排出量取引制度(ここでは、キャップアンドトレード型のものを指す - 筆者注)は、削減努力で排出枠が余った場合には市場で売却でき、「努力したものは報われる」というシグナルが明確に伝わる。……今のように後ろ向きの姿勢のままでは、削減のための技術開発の促進に繋がらず、日本の産業の国際競争力低下を招いてしまうだろう。」とのべ、インセンティブ付与という意味を強調している^[10]。なお、インセンティブ付与の重要性については、本文中(p27)においても、「幅広い排出抑制効果を確保するため、コスト制約を克服する技術開発・対策導入を誘導するような経済的手法を活用したインセンティブ付与型施策を重視します。」との見解が示されていることでもある。

また、上記Aにあるように、過去の省エネ努力を強調し、排出削減に対して消極的に見える日本の産業界について、日経社説は次のような不満を述べている。

「日本の産業界では、日本が排出削減義務を負った京都議定書への不満が続く、次の排出削減の目標設定にも抵抗が強い。日本は省エネが進んで削減余地が少ないとし、エネルギー原単位など効率を目標にするよう求めている。だが、いくら効率が高くても総排出量が増えれば、温暖化が進んでしまう。温暖化を抑えるには、排出量を減らすしかない。

発展途上国が排出削減の助走として効率を指標にするのならともかく、先進国が総排出量削減の道筋を示さなければ、無責任とのそしりは免れない。温暖化防止は地球の将来、後世に関わる問題である。理念なき議論は説得力を欠く」

(日本経済新聞 2007 年 5 月 5 日)

キャップアンドトレードによる排出量取引制度についての海外の論調はどうであろう。EU はすでに 2005 年から導入しているが、英国 BP (British Petroleum) の環境担当副社長は、「政府が一方的に規制を加えて一部の産業やセクターに負担がかかると問題が生じる。そんなリスク回避のため、すべての企業がかかわる制度が好ましい。キャップアンドトレードは産業全体や消費者を含む、経済に関わるすべての人で排出削減コストを“シェア”出来るし、BP にとっては自然エネルギーやクリーンコール技術などの事業機会も増える。他の企業でも、例えば金融には商機が増えるはずだ。」と極めて好意的な評価をしている^[11]。上記の日本経済団体連合会の見解と大いに異なる。

また、米国でも 2007 年 1 月に GE (ゼネラル・エレクトリック社) などの大手企業が、連邦政府にキャップアンドトレード型の排出権取引の導入を要求した。

以上のような状況を熟知しているわが国の企業の環境担当者たちは、「経団連が何と言おうと、EU のような国内排出権取引制度の導入は免れないのではないか。」という言葉が漏れるようになってきているそうである^[11]。

このように、国際的には必然の流れにあるものの、国内的には賛否の中にある中で、環境省は 2005 年度から、試行用として「自主参加型国内排出量取引制度」をスタートさせている。参加も二酸化炭素排出削減量も自主的であって、細々とではあるが、来るべき本格的導入に備えて、「インフラ整備とノウハウ蓄積は着々」であるとの環境省の自己評価だそうである^[12]。

九．化学物質

ナノ技術のリスクについて記述がないのは問題である(268)。

米国は 2000 年にナノテクノロジーを国家戦略に掲げているし、わが国も科学技術基本計画で重点 4 分野の一つに位置づけている。経済産業省は 2030 年には国内市場規模が 26 兆円を超すと推計している^[13]。しかし、ナノマテリアルの中には体内に取り込まれ毒性を発揮することが懸念されるものもあり、現在各国でその安全性の評価がすすめられている。イギリスの科学雑誌「ネイチ

ヤー」によれば、ナノテクノロジーの健康に及ぼす懸念については科学者の方が市民を上回るという結果だそうである^[14]。なお、環境省は平成20年度の新たな概算要求項目として環境ナノ粒子環境影響調査費を挙げている。

「化学物質」は、化審法の審査対象となっている化学物質のみについて言及しているか不明である(269)。

化学物質を管理する法律が種類や用途により異なっていることが、暴露状況の把握と効果的な管理の障害の一因となっていることを明記すべし(282)。

化学物質に関連した主な法律及び基準には、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化学物質審査規制法又は化審法)、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化学物質排出把握管理法又はPRTR法)、ダイオキシン類対策特別措置法、環境基準(以上、環境省単独ないし他省と共同所掌)、労働安全衛生法、毒物及び劇物取締法(毒劇法)、薬事法、食品衛生法、有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律(有害家庭用品規制法)、消費生活用製品安全法、電気用品取締法、家庭用品品質表示法、農薬取締法、残留農薬基準、食品添加物使用基準、水道法(以上は他省所掌)などがある。このように環境省は環境に出回っているすべての化学物質を所掌しているわけではない。

医薬品の環境リスク(影響)評価が欧米に比べ進んでいない。項目を起し政策を示すべき(270)。

近年、ヒトの体内から排泄された医薬品の生態系への影響が懸念されるようになったが、米国では新薬申請時に環境生物への影響を評価した資料の提出が義務づけられており、EUにおいても、ヒト用医薬品の環境リスク評価に関するガイドラインが作成されている。わが国でも、現在ガイドラインづくりが進行中である^[15]。

既存化学物質の点検の遅れについて明記すべし(281)。

既存化学物質⁹⁾として約2万物質あるが、そのうちこれまでに国が安全性の点検をしたのは一部に過ぎず、分解性・蓄積性(経済産業省担当)は約1500物質、人毒性(厚生省担当)は約300物質、および生態毒性(環境省担当)は約500物質である^[16]。

このような、既存化学物質対策の遅れは各国とも同様であり、その反省から近年、OECD/HPVプログラムや米国のUSチャレンジプログラムなど、種々の対策が追加されるようになってきている。わが国でも、Japanチャレンジプログラム¹⁰⁾が2005年6月から開始されている。

「秘密情報に留意しつつ」との文言の後に、SAICMのドバイ宣言第23項の「しかしながら、人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことを再確認する」という趣旨の但し書きを挿入すべきである(293, 298)。

SAICMとは「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ」のことで、2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすることを目標とし、科学的なリスク評価に基づくリスク削減、予防的取組方法、有害化学物質に関する情報の収集と提供、各国における化学物質管理体制の整備、途上国に対する技術協力の推進などを進めることを定めたものである^[17]。上記の「秘密情報」の範囲を限定すべきという提案は、本文(p48)で、「しかしながら人の健康と安全及び環境に関する情報は、秘密とはみなされないことに留意します。」という文に反映されている。

ちなみに、欧州では2006年12月に、化学物質の登録、評価、認可及び制限に関する規則(REACH: Registration, Evaluation, Authorisation and Restriction of Chemicals)が成立したが、これは欧州に輸出する業者にも適用されるので、情報の透明度という観点からは、日本の企業も今後ますます厳しい状態に置かれるようになるであろう¹¹⁾。

「中期的な目標」の中に、SAICMの考え方に沿った、胎児を含む子供やハイリスクグループに対する特別な配慮も含めるべき(290, 297)。

SAICMは3つの文章で構成されているが、そのうちの30項目からなる政治

宣言文であるハイレベル宣言（ドバイ宣言）には、「23．我々は、社会の中でも、有害な化学物質がもたらすリスクに対して特に脆弱な集団、又はそれらの物質に高レベルで暴露される集団を守るための特別な努力を行う必要性について認識する。24．我々は、子供たちや胎児を、彼らの将来の生命を損なう化学物質の暴露から守ることを決意する。」とある。本文^[1]の「中長期的な目標」（p48）の中には、ハイリスクグループへの配慮の表現はなく、「重点的取組事項」の「(2) 科学的な環境リスク評価の推進」（p50）において、「……、妊婦や胎児等の感受性の高い集団への影響、……等、評価手法の確立していない分野について、評価手法の開発のための研究を進めます。」とあり、まだ評価が定まっていない将来の課題という位置づけになっている。小児保健に関する疫学調査が我が国は遅れ気味であり^[18]、今後の課題である。

十．自然保護・生態系の保全

「人為の働きかけの減少による里地里山生態系への影響」の前に、「宅地開発等による里地里山の喪失」の方が大きいので、言及すべし(地 17)。

本文中には、生物多様性保全上の3つの危機が引き起こされているとして、「第1の危機…人間活動による生息・生育環境の悪化や種の絶滅のおそれ……。第2の危機…人為の働きかけの減少に伴う里地里山生態系への影響。……。第3の危機…外来生物や化学物質による生態系の攪乱。」(p53)を挙げている。

農山村地域の里地里山¹²⁾は確かに、人為の働きかけの減少が喪失原因の大きな部分を占めるであろうが、都市近郊の里地里山はむしろ開発の影響の方が大きい印象がある。里地里山に関しては農山村と都市近郊の両地域に分けて記述すべきであろう。

近年、国立・国定公園の指定の見直しが議論され始めているが、自然公園法に基づき、国立公園等に指定される要件である「すぐれた自然の風景地」の概念の拡張が検討されており、里地里山や照葉樹林についても対象となっている^[19]。

また、環境省では2004年度から「里地里山保全再生モデル事業」を続けて

いるが、今後この成果を踏まえつつ、里地里山の保全再生を全国的に展開するとしている。さらに「21世紀環境立国戦略」(2007年6月1日)では、里地里山を例とした「世界に向けた自然共生社会づくり - SATOYAMA イニシアティブ¹³⁾ - の提案」と「未来に引き継ぐ里地里山」のために必要な施策を今後1,2年で重点的に着手すべきとしている。

林産物及び水産物の世界有数の輸入国として、生息国の生物多様性の維持に貢献します、との文言加えるべき(343)。

本文(p54)に「地球規模で生態系サービスの低下が懸念される中、食料、木材などの資源の多くを輸入する我が国としては、窒素循環等物質収支の観点も含め、国際的な視野にたつて自然環境や資源の持続的な利用の実現に努力する必要があります。」とあるが、もう一步踏み込んだ表現が要求されている。

我が国は中国に次ぐ世界第2の熱帯木材(丸太,製材,合板の丸太換算合計)輸入国であり、現在の輸入先はインドネシア,マレーシア,パプアニューギニアなどであるが、1950~60年台に輸入先第1位であったフィリピンは今や森林資源が枯渇し木材輸入国に転じてしまっている^[20]。今は、インドネシアの熱帯林が消滅の危機に瀕しており、今のペースでは、特に低地の熱帯林は2010年までに経済と生物多様性の両面においてすべてを失うと世界銀行は予測している^[21]。

日本人の好物であるエビの養殖のため東南アジア各国のマングローブ林が失われていることは一般にも良く知られている^[22]。また海での天然のエビ漁も問題で、巨大なトロール網で海底をさらって、生息域を破壊し、しかも、そのようにして網の通り道に生息するあらゆるものをかき集めておいて、エビ以外は「売れない混獲魚」として一般的には死骸として捨てられている。混獲魚対エビの比率は、温帯域では、5対1で、熱帯域では10対1にも達し(漁場によってはさらに差が開く)、世界で廃棄される混獲海洋生物の3分の1の出所でもある^[23]。

これら東南アジアの例をみれば、大量輸入国である日本には相手国に対して道義的責任がないと言えるのか、問われるところである。

林産物及び水産物ではないが、農畜産物の輸入でも課題はある。沖大幹東大教授によれば、我が国への輸入農畜産物の生産に使われている水のうち約7%

は枯渇が心配されている地下水である。そのうち約2分の1が米国の地下水である^[24]。このように生物多様性についてではないが、相手国の地下水の枯渇の加速という非持続的事態を招来させることにつながるわけである。なお、大量の農畜産物を輸入していることは、海外でそれらが生産される際に使用される水資源もあわせて輸入しているとみることができ、それらは仮想水（バーチャルウォーター）と呼ばれるが、上記沖教授は、我が国は農畜産物輸入に伴い627億^{m³}（2000年）の仮想水を輸入していることになると試算している^[25]。ちなみに、我が国の国内での年間総水資源使用量は約900億トンである。

著名なエコロジー経済学者のハーマン・デイリーは、「自由貿易は環境コストと利益が同じ場所で発生しないため、両者の比較が見えにくく、各国の経済は最適な規模を超える嫌いがある。」と述べている^[26]。

ちなみに、国連大学は農業多様性に関するプロジェクトを1993年から継続している^[27]。

原則的に、生態系や野生生物生息地、湿原、干潟、浅海域などの開発をゼロにすることを明記すべし(351)。

生物多様性保全活動で著名な環境NGOであるコンサベーション・インターナショナルの選定によれば、日本列島全体が「生物多様性ホットスポット」である¹⁴⁾。しかしこのことはほとんど知られていない。

本文(P53)でも、「生物多様性の意義・価値に対する理解が進んでいないこと、生物多様性の状態を把握するための基礎的な知見が十分でないこと、さらには生物多様性の危機への対処に必要な分野横断的な取組がなお十分に進展していないこと」を、本節冒頭で述べた生物多様性保全上の3つの危機を深刻なものとするとしてあげている。我が国は、今後人口減少をたどるので、開発圧力は長期的には緩和されていくことが期待されるが、種の絶滅は不可逆現象であるので、後からの埋め合わせは効かない。早急に上記コメントのような対応が必要であろう。

海岸、干潟、藻場などの消失の主要な原因は公共事業にあるので、この点を明記せよ(364)。

21世紀環境委員会は「緊急に中止・廃止すべき100の無駄な公共事業」を公表した（1998年6月4日）が、例示された多くは、ムダであることに加えて、水質や生態系の悪化を招くものとしてあげられている。最も典型的のものが諫早湾干拓で、干潟消失のみならず、湾内の水質悪化・漁場喪失を引き起こしており、自然保護団体などから諫早湾の自然と漁場の再生を求められている¹⁵⁾。「失敗百選」^[28]は、文部科学省の外郭団体である科学技術振興機構が科学技術分野の歴史における重要な事故・失敗例をまとめたものであるが、諫早湾干拓事業は、スペースシャトル・コロンビア号の帰還失敗（2003年）や日航ジャンボ機墜落事故（1985年）等とともに選ばれているのである。その中で、同事業は、社会への影響として、「地元住民の反対を無視し、『走り出したらとまらない公共時事業』という国民的批判と不信を生み出した。」と総括されている。

追加）脱稿後、国内排出量取引について大きな動きがあった。朝日新聞（2008年2月29日）によると、地球温暖化問題が主要議題となる2008年7月の北海道洞爺湖サミットを見すえて、日本政府も温室効果ガスの国内排出量取引制度（キャップ・アンド・トレード）の導入について本格的な検討を始めることとなった。最大の焦点は排出枠の上限（キャップ）をどう公平に割り当てるかで、グランドファザリング方式、オークション方式、ベンチマーク方式などが検討されるであろうが、過去の省エネの努力が考慮できるということで、ベンチマーク方式が中心になりそうである。

注

- 1) 石炭の国際価格は原油や天然ガスの数分の1である。その上、税制上も優遇されてきた。輸入石油は1キロリットルあたり2,040円であるのに対して、輸入石炭は長らく無税であった。2003年9月から課税されるようになり、次第にその額を上げてきたが、2007年4月以降でも1トンあたり700円である。
- 2) 1990年および2005年の温室効果ガス（二酸化炭素換算）総排出量はそれぞれ、12億6,100万トン、および13億6,000万トンである（「2005年度の温室効果ガス排出量（確定値）について」環境省 2007年）。国際比較でみると、石炭火力発電のシェアがわが国よりも多い国はアメリカやドイツなどいくつかあるが、増えつつある国はあまりなく、わが国は増え方が突出している。

ちなみに、中国では、エネルギー消費の69.3%（2006年）が石炭で、5年間で1.7倍に増加した（朝日新聞 2007年8月27日）。

第三次環境基本計画について

- 3) 「2006年度に政府が自主行動計画の進ちょく状況を点検する『フォローアップ』を開催した際、政府による目標引き上げが強化された上、目標を達成できない場合、産業界が購入した未達成分に相当する CDM 排出権を、無償で政府に供出することを経団連が認める動きがあった。電力と鉄鋼については、既に目標達成のために排出権を購入し、政府に無償提供する方針だ。両業界は、実質的には協定に移行したとみてよいだろう」とのコメントもある（日経エコロジー 2007年8月号 92頁）。
- 4) 石油、石炭等の一次エネルギーを産業、民生、運輸部門で消費される最終エネルギーに転換する部門（発電、石油精製等）である。
- 5) 地球環境問題を解決するための責任について用いられるようになった国際的に合意されている考え方である。地球環境問題のような課題は全人類の抱える問題であり、先進国はもちろん発展途上国にも共通の責任があるという主として先進国側の主張と、原因の大部分は先進国にありまた対処能力においても異なっているとする途上国側の主張との両者の意見を折衷して形作られてきたもの（EIC ネット [環境用語集] より）。
- 6) 超長期ビジョンの方向性として、(1) 不確実性に対応するための複数シナリオの検討、(2) バックキャスト手法の開発と活用（望ましい将来像を描き、目標時期までに実現するための段階的経路を検討）、(3) 超長期の展望を踏まえ社会経済の転換も含めた対応策・政策手法の検討（技術の大きな転換、経済活動における環境コストの内部化など制度的な対応、ライフスタイルなど需要面の変化、社会参加・政策過程の変化）、(4) 超長期の展望に立った持続可能な社会形成におけるリーダーシップ発揮のための国際的発信、の4点を挙げている。
- 7) 日英共同研究「低炭素社会の実現に向けた脱温暖化 2050 プロジェクト」で、国立環境研究所、京都大学、立命館大学、東京工業大学、みずほ情報総研など、日本の大学・企業関連研究者 60 人による分野横断的総合研究である。この研究は、「日本を対象に、2050年に想定されるサービス需要を満足しながら、主要な温室効果ガスである二酸化炭素を1990年に比べて70%削減する技術的なポテンシャルが存在することを明らかにしている。」と要約されている。しかし、これはまだ2050年時点での可能性検討の段階のものであり、今後、投資の手順や経済評価、誘導するための政策評価へと進む予定とのことである。
- 8) 実は、経済産業省の幹部によると、「他に手がないことを経団連は百も承知。首相がリーダーシップを発揮すれば、間違いなく折れる」とみる。さらに、「強制割り当てを見越して電力や鉄鋼などの大手企業は海外で排出権を購入しており、すでに手当ては終わっている」とのことである（WEDGE 2007年8月号 339頁）。
- 9) 化学物質審査規制法の公布時（1973）に既に製造・輸入が行われていた化学物質で、同法の付帯決議で国が安全性の点検を実施することになっている。これに対して、同法公布以後、新たに製造・輸入される化学物質は新規化学物質と称されているが、毎年300~400物質が審査されている（大井道博（環境省）「日本及び欧米における化学物質審査規制制度の概要」化学物質をめぐる国際潮流に関するシンポジウム（第1回）2007年3月2日）。
- 10) 年間製造・輸入量が1000トン以上の約660物質が対象で、このうち国際機関等で情報収集がなされる約500物質については、環境省、厚生労働省及び経済産業省が情報を整理するが、それら以外の約140物質（2007年5月時点）についてスポンサー企業が安全性情報を収集するというものである。すなわち、既存化学物質の安全性点検を加速化するた

めに、従来は国のみが実施していた安全性点検を官民連携で実施するという体制に広げたプログラムである。2007年5月現在で80の物質についてスポンサー登録がなされている（環境省「我が国の化学物質対策のこれから」）。

- 11) REACH は、既存化学物質・新規化学物質という従来の規制の枠組みを越えた新たな登録などの制度を始め、リスクの観点からの化学物質管理の推進、事業者へのリスク評価の義務付け、流通経路を通じた情報伝達、製品中に含まれる化学物質対策といった新しい考え方が盛り込まれている。そのため、我が国でも化学業界のみならず化学物質を利用する様々な業種の企業において対応が求められているほか、化学物質管理の新たな方向性を示すものとして NGO/NPO などからもその動向が注目されている（環境省「化学物質をめぐる国際潮流について」<http://www.env.go.jp/chemi/reach/index.html>）。
- 12) 里地里山とは、都市地域と奥山地域との中間に位置し、農林業等の様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成されているが、国土の約4割程度を占めている（環境省報道発表資料「里地里山保全再生モデル事業の実施地域について」2004年6月29日）。
- 13) 「21世紀環境立国戦略」（2007年6月1日）には、「我が国の自然観や社会・行政のシステムなど自然共生の智慧と伝統を活かしつつ、現代の智慧や技術を統合した自然共生社会づくりを、里地里山を例に世界に発信する。さらに、……、世界各地にも存在する自然共生の智慧と伝統を現代社会において再興し、さらに発展させて活用することを『SA-TOYAMA イニシアティブ』と名付けて世界に提案し、世界各地の自然条件と社会条件に適した自然共生社会を実現する。」とある。

環境省自然環境局自然環境計画課によると、「SA-TOYAMA イニシアティブ」については2008～2012年度に検討・提案・発信する予定だそうである。

- 14) 「生物多様性ホットスポット」とは、多様な生物が生息しているにもかかわらず、絶滅に瀕した種も多い、いわば世界的な生物多様性重要地域のことであり、保全活動や予算の重点化に悩む保全活動家のために、イギリスの生態学者ノーマン・メイヤーにより1988年に提唱された考え方である。
- 15) WWF ジャパン、(財)日本野鳥の会、および(財)日本自然保護協会の三者による共同声明（「有明海および諫早湾の自然と漁場の再生を求める - 土地改良事業完工式典に際して - 」2007年11月20日）では、以下のように記されている。

日本最大の諫早干潟と底性動物、渡り鳥など多くの野生生物が姿を消し、有明海の潮流・潮汐が弱まり、赤潮や貧酸素水塊の発生規模が大きくなり頻度も高まった。このような環境悪化により、有明海の魚業が重大な影響を受けている。環境悪化と干拓事業の因果関係は、多くの研究論文等で指摘されているにも拘らず、有明海・八代海総合評価委員会ではそれらを踏まえた検討がなされずにきた。……。潮受け堤防の水門を開放し、海水を導入することが不可欠である。

引用文献

- [1] 宮沢栄次 「第三次環境基本計画について ～パブリックコメントで論点を探る（その1）」 社会イノベーション研究 第2巻第2号91頁 2007年
- [2] 「第三次環境基本計画（案）に対する意見募集の結果」（中央環境審議会総合政策部会（第38回平成18年3月13日開催）配布資料2）

第三次環境基本計画について

- [3] 「第三次環境基本計画（案）に対する地方別ヒアリングにおける意見発表者の意見概要について」（中央環境審議会総合政策部会（第38回平成18年3月13日開催）配布資料3）
- [4] 環境省編『環境基本計画 - 環境から拓く新たなゆたかさへの道 - 』ぎょうせい 2006年
- [5] 経済産業編『エネルギー白書2007年版』山村印刷株式会社出版部
- [6] 気候ネットワーク「このままではいけない！ 今こそ実効ある政策の導入・強化で国内削減を ~ 中長期の視点と『京都議定書目標達成計画』見直し~」2008年2月
- [6b] 浅岡美恵「京都議定書目標達成計画の評価・見直しに関する中間報告（素案）に対する意見」（中央環境審議会地球環境部会・産業構造審議会環境部会地球環境小委員会合同会合（第21回 平成19年8月10日開催）配布資料2）
- [7] 朝日新聞 2007年8月5日, 12日。日経エコロジー 2007年8月号 12頁
- [8] 超長期ビジョン検討会「超長期ビジョンの検討について（報告）」2007年
- [9] 超長期ビジョン検討会「検討員意見（前記[8]報告書補足文書）」2007年
- [10] 朝日新聞 2007年8月5日
- [11] 日経エコロジー 2007年7月号 95頁
- [12] 環境ビジネス 2007年7月号 14頁
- [13] 朝日新聞 2007年4月28日
- [14] Scheufele, D. A. *et al.* (2007) "Scientist worry about some risks more than the public", *Nature Nanotechnology* 2 : 732
- [15] 平田睦子他「医薬品の環境リスク評価に関する研究：環境中への排泄形態」国立衛研報 第124号 83頁 2006年
- [16] 環境省「我が国の化学物質対策のこれから」
- [17] 環境省「国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ (SAICM) の概要」
<http://www.env.go.jp/chemi/saicm/index.html>
- [18] 「小児保健に関する内外の疫学調査について」（第1回小児環境保健疫学調査に関する検討会資料）2007年10月5日
- [19] 国立・国定公園の指定及び管理運営に関する検討委員会「国立・国定公園の指定及び管理運営に関する提言」2007年3月9日
- [20] 熱帯林行動ネットワーク <http://www.jca.apc.org/jatan/genjou-tr09.html>
- [21] <http://www.jca.apc.org/jatan/genjou-indn.html>
- [22] 村井吉敬『エビと日本人』岩波新書 1988年, 『エビと日本人』岩波新書 2007年
- [23] クリストファー・フレイピン編『地球白書2004~05』ワールドウォッチジャパン 2004年 166頁
- [24] 朝日新聞 2008年3月2日
- [25] 『図説食料・農業・農村白書』（平成17年度）農林統計協会 2006年
- [26] ハーマン・デイリー「自由貿易の落とし穴」日経サイエンス 1994年1月号
- [27] 国際連合大学 <http://www.unu.edu/esd/jp/projects/agrodiversity.htm>
- [28] JST 失敗知識データベース <http://shippai.jst.go.jp/fkd/Contents?fn=1&id=GE0106>